証券コード：7442

中山福株式会社

第80回 定時株主総会

招集ご通知

株主総会でのお土産のご用意はございません。
あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2026年６月25日（木曜日）午前10時

開催場所

大阪市中央区東心斎橋二丁目１番１号
タカラベルモント　Ｔ・Ｂホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議　　案

第１号議案　取締役10名選任の件
第２号議案　補欠監査役２名選任の件

目　　次

第80回定時株主総会招集ご通知…　１頁
株主総会参考書類……　５頁
事業報告……　12頁
計算書類……　30頁
監査報告……　50頁

証券コード　7442
（発送日）2026年６月10日
（電子提供措置の開始日）2026年６月３日

株　主　各　位

大阪市中央区島之内一丁目22番９号
中山福株式会社
代表取締役社長　橋本謹也

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第80回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.nakayamafuku.co.jp/ir/meeting/

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/7442/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「中山福」又は「コード」に当社証券コード「7442」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

**　なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年６月24日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1．日　　時　2026年６月25日（木曜日）午前10時
2．場　　所　大阪市中央区東心斎橋二丁目１番１号
タカラベルモント　Ｔ・Ｂホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項
報告事項　1．第80期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第80期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役10名選任の件
第２号議案　補欠監査役２名選任の件

以　上

◎インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
◎インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

インターネットで議決権を行使される場合

次頁のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年６月24日（水曜日）
午後５時30分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年６月24日（水曜日）
午後５時30分到着分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年６月25日（木曜日）
午前10時

議決権行使書のご記入方法のご案内

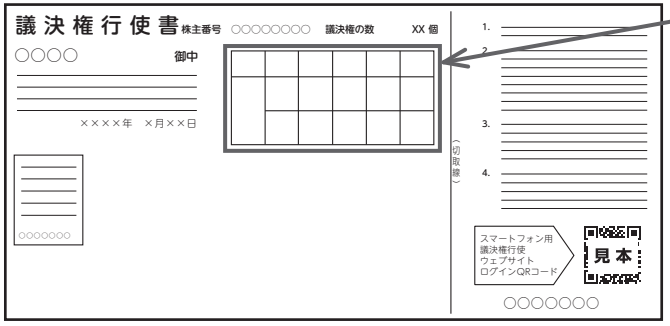

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使®」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

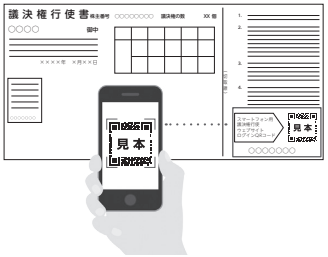

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使®」での議決権行使は **1 回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

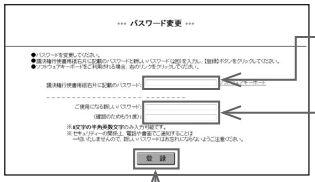

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　平日９：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性	取締役会出席状況
1	再任 石川宣博（いしかわ のぶひろ）	取締役会長		13回/13回
2	再任 橋本謹也（はしもと きんや）	代表取締役社長		13回/13回
3	再任 北代憲司（きたしろ けんじ）	常務取締役 大阪支店長 兼広島支店長		13回/13回
4	再任 佐々本剛広（ささもと たけひろ）	取締役 商品・物流本部長 兼商品企画部長		13回/13回
5	再任 中川敬夫（なかがわ たかお）	取締役 グループ管理本部長 兼グループ事業部長兼経営企画部長		13回/13回
6	再任 石川洋泰（いしかわ ひろやす）	取締役 福岡支店長		10回/10回
7	再任 岡本敏（おかもと さとし）	取締役 関東支店長		10回/10回
8	新任 森誠（もり まこと）	執行役員 営業本部長		－
9	再任 柴田直子（しばた なおこ）	社外取締役	社外取締役 独立役員	13回/13回
10	再任 小野由美子（おの ゆみこ）	社外取締役	社外取締役 独立役員	12回/13回

（注）石川洋泰氏及び岡本敏氏については、2025年６月25日の就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	再任 石川宣博（いしかわ のぶひろ） (1955年３月７日生)	1977年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2007年４月　同行常務執行役員 2010年４月　当社顧問 2010年６月　当社取締役副社長 2011年６月　当社代表取締役副社長 2012年６月　当社代表取締役社長兼営業本部長 2013年６月　当社代表取締役社長 2022年６月　当社代表取締役会長 2024年６月　当社取締役会長（現任）	65,892株
	取締役候補者とした理由	企業経営に関わる幅広い知見を有しており、経営全般の適切な監督と意思決定を推進し、経営全般を総括する立場としての役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としました。	
2	再任 橋本謹也（はしもと きんや） (1964年10月２日生)	1988年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2014年４月　みずほ信託銀行株式会社大阪信託総合営業部副部長 2017年５月　当社へ出向 企画本部副本部長 2018年５月　当社入社企画本部副本部長 2018年６月　当社執行役員企画本部副本部長兼グループ事業部長 2019年３月　当社執行役員企画本部長兼グループ事業部長 兼経営企画部長兼ＥＣ企画部長 2019年６月　当社取締役管理本部長兼グループ事業部長 兼経営企画部長 2021年６月　当社常務取締役管理本部長兼グループ事業部長 兼経営企画部長 2022年６月　当社代表取締役社長兼管理本部長 2023年４月　当社代表取締役社長兼営業本部長 2024年６月　当社代表取締役社長（現任）	16,994株
	取締役候補者とした理由	当社代表取締役社長として、当社グループの重要な業務執行と経営全般の適切な監督と意思決定を推進し、経営全般を総括する立場としての役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	再任 北代憲司（きたしろ けんじ） (1965年 6 月25日生)	1988年 4 月　当社入社 2015年 2 月　当社大阪支店副支店長 2017年 4 月　当社営業本部副本部長 2018年 6 月　当社執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 2022年 6 月　当社執行役員大阪支店長兼広島支店長 2023年 6 月　当社取締役大阪支店長兼広島支店長 2025年 6 月　当社常務取締役大阪支店長兼広島支店長（現任）	9,861株
	取締役候補者とした理由	長年に亘る営業部門の経験を有し、営業企画部長、支店長として当社の業績に貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。	
4	再任 佐々本剛広（さささもと たけひろ） (1965年 2 月 3 日生)	1987年 4 月　当社入社 2016年 1 月　当社営業本部営業推進部長 2017年 4 月　当社関東支店副支店長 2019年 6 月　当社執行役員営業本部商品企画部長 2020年 6 月　当社執行役員仕入・物流本部商品企画部長 2021年11月　当社執行役員仕入・物流本部仕入業務部長 2023年 6 月　当社執行役員仕入・物流本部商品企画部長 2024年 6 月　当社取締役商品・物流本部長 兼商品企画部長（現任）	6,756株
	取締役候補者とした理由	長年に亘る営業部門の経験を有し、商品・物流本部長及び商品企画部長として、仕入並びに物流部門などを通じて、当社の経営に貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。	
5	再任 中川敬夫（なかがわ たかお） (1965年 8 月14日生)	1989年 4 月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2016年 4 月　同行越谷支店長 2022年 6 月　当社入社管理本部付部長 2022年10月　当社管理本部副本部長兼グループ事業部長 2023年 4 月　当社執行役員管理本部長兼グループ事業部長 2024年 3 月　当社執行役員管理本部長兼グループ事業部長 兼経営企画部長 2024年 6 月　当社取締役グループ管理本部長兼グループ事業部長 兼経営企画部長（現任）	4,068株
	取締役候補者とした理由	グループ管理本部長としてグループ事業部門、経営企画部門などを通じて、当社の経営に貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	再任 石川洋泰（いしかわ ひろやす） (1969年 2 月 7 日生)	1991年 4 月　当社入社 2017年 4 月　当社広島支店副支店長 2021年 9 月　当社広島支店長 2022年 6 月　当社執行役員福岡支店長 2025年 6 月　当社取締役福岡支店長（現任）	10,900株
	取締役候補者とした理由	長年に亘る営業部門の経験を有し、支店長として当社の業績に貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。	
7	再任 岡本敏（おかもと さとし） (1970年 11 月3日生)	1990年 5 月　当社入社 2017年 4 月　当社大阪支店副支店長 2019年 1 月　当社名古屋支店長 2022年 6 月　当社執行役員名古屋支店長 2023年 1 月　当社執行役員東関東支店長 2024年 6 月　当社執行役員関東支店長 2025年 6 月　当社取締役関東支店長（現任）	7,201株
	取締役候補者とした理由	長年に亘る営業部門の経験を有し、支店長として当社の業績に貢献していることから、引き続き取締役候補者としました。	
8	新任 森誠（もり まこと） (1972年12月17日生)	1991年 4 月　当社入社 2019年 7 月　当社名古屋支店副支店長 2022年 6 月　当社営業本部営業企画部長 2023年 4 月　当社執行役員営業副本部長兼営業企画部長 2024年 6 月　当社執行役員営業本部長（現任）	5,096株
	取締役候補者とした理由	長年に亘る営業部門の経験を有し、営業本部長として当社の業績に貢献していることから、新たに取締役候補者としました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	再任 柴田直子（しばた なおこ） (1970年11月６日生)	1995年10月　監査法人トーマツ （現有限責任監査法人トーマツ）入所 1998年４月　公認会計士登録 2010年10月　優成監査法人（現太陽有限責任監査法人）入所 2014年２月　優成監査法人社員 2015年６月　当社社外取締役（現任） 2016年３月　優成監査法人代表社員 2018年７月　太陽有限責任監査法人パートナー 2024年10月　柴田直子公認会計士事務所代表（現任） 2025年５月　ローツェ株式会社社外監査役（現任） 2025年６月　エスリード株式会社社外取締役（現任）	2,639株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務会計に豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に財務及び会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としました。	
10	再任 小野由美子（おの ゆみこ） （現姓：会田） (1972年４月19日生)	2005年２月　独立行政法人国民生活センター 相談調査部調査室調査研究員 2009年９月　消費者庁消費者安全課政策調査員 2013年４月　東京家政学院大学現代生活学部准教授 2019年12月　一般社団法人消費生活総合サポートセンター 会長（現任） 2020年６月　当社社外取締役（現任） 2023年４月　東京家政学院大学現代生活学部教授（現任）	8,781株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	会社経営に関与された経験はありませんが、学識経験者として幅広い知見を有しており、当該知見を活かして現代生活学、特に消費生活について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としました。	

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．柴田直子氏及び小野由美子氏は、社外取締役候補者であります。
３．柴田直子氏及び小野由美子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれ社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって柴田直子氏が11年、小野由美子氏が６年となります。
４．当社は、柴田直子氏及び小野由美子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
５．当社は、柴田直子氏及び小野由美子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
６．小野由美子氏の戸籍上の氏名は、会田由美子氏であります。

第２号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役２名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者のうち、上住雅哉氏は常勤監査役是枝定信氏の補欠の監査役として、また岡藤秀樹氏は社外監査役横山泰三氏の補欠の監査役として選任いただくことをお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	上住雅哉（うえずみ まさや） (1960年 5 月 22 日生)	1983年 3 月　当社入社 2009年 6 月　当社執行役員営業本部部長 2012年 6 月　当社執行役員商品本部商品開発部長 2014年 6 月　当社取締役商品本部商品開発部長 2016年 6 月　当社取締役開発本部長兼海外事業部長 2017年 4 月　当社取締役海外事業本部長 2019年 6 月　当社顧問海外事業本部長兼海外事業部長 2020年 6 月　当社顧問海外事業本部海外事業部長 2021年 4 月　当社顧問海外事業部長（現任）	29,500株
	補欠監査役候補者とした理由	当社の営業部門、開発部門など幅広い職務を経験しており、当社の監査役として適格な資質、能力を有すると判断し、補欠の監査役候補者としました。	
2	岡藤秀樹（おかふじ ひでき） (1962年 8 月 30 日生)	2016年 7 月　福知山税務署長 2021年 7 月　大阪国税局徴収次長 2022年 4 月　大阪国税局徴収部長 2023年10月　岡藤秀樹税理士事務所開業　代表（現任）	300株
	補欠社外監査役候補者とした理由	税理士としての企業会計に精通し、社外監査役として十分な資質、能力を有すると判断し、補欠の社外監査役候補者としました。	

（注）１．両候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．岡藤秀樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．上住雅哉氏及び岡藤秀樹氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

（ご参考）スキルマトリックス

当社は、取締役会・監査役会の実効性を高めるため、「スキルマトリックス」を活用し、知識・能力・経験等のバランス、多様性の確保を考慮し取締役及び監査役を選任しております。

なお、本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会及び監査役会の構成は以下のとおりとなります。

スキルマトリックス（期待する知識・経験・能力）

	氏　名	企業経営	営業・マーケティング	仕入・物流・ＤＸ	商品開発・品質管理	財務・税務・会計・金融	法務・リスクマネジメント・コンプライアンス	人事・人材開発	サステナビリティ・ＥＳＧ
社内取締役	石川宣博	●	●			●	●	●	●
	橋本謹也	●	●			●	●	●	●
	北代憲司		●	●	●			●	
	佐々本剛広		●	●	●		●	●	●
	中川敬夫	●		●		●	●	●	●
	石川洋泰		●	●	●			●	
	岡本　敏		●	●	●			●	
	森　誠		●		●		●	●	
社外取締役	柴田直子					●	●		●
	小野由美子				●		●		●
社内監査役	是枝定信		●	●	●		●	●	●
社外監査役	横山泰三					●	●		●
	江角健一						●		●

以　上

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景として、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかし、不安定な国際情勢の影響のもと、原材料価格やエネルギー価格の上昇、継続的な物価上昇等による消費者の節約志向が継続しており、依然として経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましても、取引先が属する業界の再編成、原材料価格やエネルギー価格の上昇に加えて、人手不足に伴う人件費の上昇、中東情勢悪化に伴う取引先の原材料調達遅延や商品供給の不安定化の懸念等、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、経営戦略である卸売事業の拡充、ものづくり事業の強化、ＥＣ事業の拡大、物流機能の強化を引き続き推進してまいりました。「家庭用品卸売事業」では市場や消費者の動向を深く分析し、大きく変化し続ける消費者の価値観・需要に合った新規商品の販売を推進し、販売チャネルを超えた提案、店頭での販売促進のデジタル化など、「暮らしを豊かにする」をコンセプトに商品の魅力をより感じていただける新しい売り場作りの提案を進めてまいりました。また、「プラスチック日用品製造事業」「インテリア用品製造・販売事業」「家庭用品製造・販売事業」ではそれぞれの分野において商品開発力・販売力を強化し、デザイン性・機能性を重視した自社オリジナルの新商品の開発やＥＣサイトを含めた販路の拡大、収益性の改善を進めてまいりました。

これらの結果、営業面におきましては、グループ全社において消費者の価値観・需要に合った商品の販売や取引先への営業展開等が順調に進み、また、特に「家庭用品卸売事業」においては、期末にかけて石油由来の一部商品に関して先行きの供給不安を見越した前倒し需要が顕在化し、売上高が一時的に伸長した結果、当連結会計年度の売上高は430億52百万円（前年同期比5.1％増）となりました。

損益面におきましては、グループ全社において売上高が伸長した一方、物価高を背景として、仕入価格が高止まり、変動費を中心とした販売費及び一般管理費が増加したことで、営業利益５億31百万円（前年同期比243.8％増）、経常利益８億42百万円（前年同期比71.4％増）となりました。また、投資有価証券売却益２億32百万円、投資有価証券評価損50百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は６億67百万円（前年同期比26.7％増）となりました。

商品分類別売上高につきましては、以下のとおりであります。

商品分類	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）		当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）		前年同期比
	金額 （百万円）	構成比 （％）	金額 （百万円）	構成比 （％）	増減率 （％）
調理用品	13,872	33.8	14,371	33.3	3.6
台所用品	4,326	10.6	4,316	10.0	△0.3
サニタリー用品	5,817	14.2	6,158	14.3	5.9
収納用品・インテリア関連用品	4,861	11.9	5,236	12.2	7.7
行楽・レジャー用品	8,512	20.8	9,019	21.0	6.0
エクステリア用品・園芸用品	1,393	3.4	1,670	3.9	19.9
家電用品・冷暖房用品	1,482	3.6	1,481	3.4	△0.1
ヘルスケア・シニア・ベビー用品等	683	1.7	799	1.9	17.0
合計	40,949	100.0	43,052	100.0	5.1

「調理用品」は、フライパン、包丁、鍋等を中心に143億71百万円（前年同期比3.6％増）となりました。「台所用品」は、保存容器、台所消耗品等を中心に43億16百万円（前年同期比0.3％減）となりました。「サニタリー用品」は、リビング清掃用品、浴室用品等を中心に61億58百万円（前年同期比5.9％増）となりました。「収納用品・インテリア関連用品」は、キッチン収納用品、衣装ケース・プラチェスト等を中心に52億36百万円（前年同期比7.7％増）となりました。「行楽・レジャー用品」は、ボトル・タンブラー、レジャー用品、ランチボックス等を中心に90億19百万円（前年同期比6.0％増）となりました。「エクステリア用品・園芸用品」は、DIY用品・内装資材用品、園芸用品等を中心に16億70百万円（前年同期比19.9％増）となりました。「家電用品・冷暖房用品」は、調理家電を中心に14億81百万円（前年同期比0.1％減）となりました。「ヘルスケア・シニア・ベビー用品等」は、ヘルスケア用品、衛生用品等を中心に７億99百万円（前年同期比17.0％増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度から、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数字で比較分析しております。

① 家庭用品卸売事業

当事業では、台所用品等の販売は前年同期を下回ったものの、調理用品、行楽・レジャー用品等の販売は前年同期を上回りました。

その結果、売上高は「北海道」14億47百万円（前年同期比3.4％増）、「東北・関東」172億34百万円（前年同期比1.2％増）、「中部」42億51百万円（前年同期比19.7％増）、「近畿・中四国」104億54百万円（前年同期比4.1％増）、「九州・沖縄」61億12百万円（前年同期比6.6％増）となり、家庭用品卸売事業の売上高は395億円（前年同期比4.6％増）となりました。

セグメント利益又は損失は「北海道」△22百万円（前年同期はセグメント損失23百万円）、「東北・関東」５億円（前年同期比53.4％増）、「中部」１億29百万円（前年同期比119.8％増）、「近畿・中四国」４億29百万円（前年同期比5.8％増）、「九州・沖縄」１億31百万円（前年同期比5.0％増）となり、家庭用品卸売事業のセグメント利益は11億67百万円（前年同期比30.9％増）となりました。

② プラスチック日用品製造事業

当事業では、収納用品、園芸用品の販売は前年同期を上回りました。

その結果、売上高は23億14百万円（前年同期比11.3％増）、セグメント利益は１億14百万円（前年同期比15.1％増）となりました。

③ インテリア用品製造・販売事業

当事業では、インテリア関連用品の販売は前年同期を上回りました。

その結果、売上高は14億91百万円（前年同期比4.5％増）、セグメント利益は４億35百万円（前年同期比5.8％増）となりました。

④ 家庭用品製造・販売事業

当事業では、調理用品等の販売は前年同期を上回りました。

その結果、売上高は20億75百万円（前年同期比47.5％増）、セグメント利益は１億63百万円（前年同期はセグメント利益８百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は２億41百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中において完成した主要設備

プラスチック日用品製造事業　グリーンパル株式会社　製造設備の増設

ロ．当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ．当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　**吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。

⑦　**他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**
該当事項はありません。

（２）財産及び損益の状況

区　　分	第 77 期 2023年３月期	第 78 期 2024年３月期	第 79 期 2025年３月期	第 80 期 (当連結会計年度) 2026年３月期
売　上　高 (百万円)	39,887	38,593	40,949	43,052
経常利益又は経常損失（△）(百万円)	482	△131	491	842
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	600	14	526	667
1株当たり当期純利益(円)	31.09	0.75	27.25	34.37
総　資　産 (百万円)	31,386	32,889	32,796	33,050
純　資　産 (百万円)	21,765	22,425	22,402	23,681
1株当たり純資産（円）	1,126.91	1,160.12	1,158.24	1,220.01

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
２．１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
３．業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式は、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

（３）重要な親会社及び子会社の状況

①　**親会社との関係**
該当事項はありません。

②　**重要な子会社の状況**

会　社　名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ＬＩＶ ＰＬＵＳ	10百万円	100.0%	家庭用品等の企画・開発・販売
株式会社インターフォルム	45百万円	100.0%	インテリア関連商品の企画・開発・販売
グリーンパル株式会社	350百万円	100.0%	収納用品・園芸用品等の製造販売

（４）対処すべき課題

当社グループは「中山福グループ　新中期経営計画　NFG2026」を2024年５月に策定し、2025年３月の創業100周年を経て、グループの永続的な企業価値向上を目的に、事業持株会社体制の推進によるグループガバナンス向上に注力しております。その中で４つの経営戦略を定め、以下の対処すべき重点課題に取り組んでおります。

①　卸売事業の拡充

・卸売事業としての“強み”を再構築するため、全国における販売網と調達網から得られる情報の活用、安定的に消費者へ商品をお届けできる販売体制・物流体制の維持・構築を図り、得意先様／仕入先様にとって存在価値を高めるとともに収益性の維持向上を追求します。

② ものづくり事業の強化

・ものづくり事業の更なる成長を図るため、消費者のニーズを捉えた商品開発、販路の拡充や品質・生産管理への取り組みを強化します。

③ ＥＣ事業の拡大

・グループの一体運営によるＥＣ事業の更なる拡充、ＥＣに適した商品開発・商品選定の強化、全国物流網の更なる活用により、販売チャネルの拡充とＥＣ事業の収益向上を追求します。

④ 物流機能の強化

・ＤＸ化への環境整備、全国支店網の多面的活用、拠点ごとの事業環境に合わせた新システム導入による営業・物流体制の高度化／効率化を推し進め、物流品質の向上と低コスト化を追求します。

なお、「中山福グループ　新中期経営計画　NFG2026」を次のＵＲＬに掲載しております。
（当社ウェブサイト）https://www.nakayamafuku.co.jp

（５）主要な事業内容（2026年３月31日現在）

当社グループは、国内外のメーカーから仕入れた商品、及びグループ会社が企画開発・製造した商品を、小売業者等（ホームセンター、スーパーマーケット、ディスカウントストア、通信販売業者、生活協同組合、専門小売店など）に販売することを主たる事業としております。

主要な取扱商品

調理用品、台所用品、サニタリー用品、収納用品・インテリア関連用品、行楽・レジャー用品、エクステリア用品・園芸用品、家電用品・冷暖房用品、ヘルスケア・シニア・ベビー用品等

（6）主要な営業所等（2026年３月31日現在）

①　当社の主要な営業所

大阪本社	大阪市中央区
東京本社	東京都中央区
札幌支店	札幌市白石区
東関東支店	茨城県笠間市
関東支店	埼玉県加須市
関東支店仙台営業所	宮城県岩沼市
名古屋支店	愛知県稲沢市
大阪支店	兵庫県西宮市
広島支店	広島市安佐北区
福岡支店	福岡県飯塚市
福岡支店沖縄営業所	沖縄県糸満市

②　子会社

株式会社ＬＩＶ ＰＬＵＳ	大阪市中央区
株式会社インターフォルム	神戸市中央区
グリーンパル株式会社	新潟県三条市

（7）使用人の状況（2026年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
430（460）名	７名増（－）

（注）使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
330（429）名	９名増（－）	40歳１ヶ月	14年８ヶ月

（注）使用人数は就業人員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（8）主要な借入先の状況（2026年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,337百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	535百万円
株式会社三井住友銀行	309百万円
株式会社常陽銀行	209百万円

（9）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2． 会社の現況

（1）株式の状況（2026年３月31日現在）

① **発行可能株式総数** 80,000,000株

② **発行済株式の総数** 20,214,480株

③ **株主数** 16,335名

④ **大株主（上位10位）**

株主名	持株数	持株比率
中山福共栄会	2,810千株	14.23%
象印マホービン株式会社	912千株	4.61%
京セラ株式会社	907千株	4.59%
中山福従業員持株会	738千株	3.74%
株式会社みずほ銀行 （常任代理人　株式会社日本カストディ銀行）	623千株	3.15%
株式会社良善	490千株	2.48%
中山修次郎	422千株	2.13%
天馬株式会社	222千株	1.12%
松本陽子	161千株	0.81%
西川晶子	134千株	0.67%

（注）持株比率は自己株式（472,666株）を控除して計算しております。
なお、自己株式には「株式給付信託（BBT）」に基づき株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式（331,020株）を含んでおりません。

（2）新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）会社役員の状況

①　取締役及び監査役の状況（2026年３月31日現在）

地　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	石　川　宣　博	
代表取締役社長	橋　本　謹　也	
常務取締役	北　代　憲　司	大阪支店長兼広島支店長
取　締　役	佐　々　本　剛　広	商品・物流本部長兼商品企画部長
取　締　役	中　川　敬　夫	グループ管理本部長兼グループ事業部長兼経営企画部長
取　締　役	石　川　洋　泰	福岡支店長
取　締　役	岡　本　　敏	関東支店長
取　締　役	柴　田　直　子	柴田直子公認会計士事務所代表
取　締　役	小　野　由　美　子	東京家政学院大学現代生活学部教授
常勤監査役	是　枝　定　信	
監　査　役	横　山　泰　三	横山泰三税理士事務所代表
監　査　役	江　角　健　一	大阪法律センター法律事務所パートナー弁護士

（注）１．取締役柴田直子氏及び取締役小野由美子氏は、社外取締役であります。

２．監査役横山泰三氏及び監査役江角健一氏は、社外監査役であります。

３．監査役横山泰三氏及び監査役江角健一氏は、以下のとおり、会計及び法務に関する相当程度の知見を有しております。

・監査役横山泰三氏は、税理士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・監査役江角健一氏は、弁護士として企業法務に精通しており、法令に関する相当程度の知見を有しております。

４．当社は、取締役柴田直子氏及び取締役小野由美子氏並びに監査役横山泰三氏及び監査役江角健一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

・2025年６月25日開催の第79回定時株主総会において、石川洋泰氏及び岡本敏氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。

6．当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏　　名	変　　更　　後	変　　更　　前	異 動 年 月 日
北　代　憲　司	常務取締役大阪支店長 兼広島支店長	取締役大阪支店長 兼広島支店長	2025年６月25日
石　川　洋　泰	取締役福岡支店長	執行役員福岡支店長	2025年６月25日
岡　本　　敏	取締役関東支店長	執行役員関東支店長	2025年６月25日

②　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において「取締役の個人別報酬の決定方針」を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会（社内取締役１名及び社外取締役２名）において審議し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

「取締役の個人別報酬の決定方針」の内容は次のとおりです。

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、業務執行に関わる成果及び経営戦略の推進に関わる貢献度あるいは企業価値の持続的な向上を図る資質、またそのインセンティブとして十分機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定においては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的に取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び業績連動型株式報酬（社外取締役は業績連動型株式報酬を除く。）により構成します。

なお、取締役の報酬の限度額は1992年6月26日開催の第46回定時株主総会の決議により、年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と定めています。

また、上記報酬限度額のほか、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会の決議により、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」対象期間（３事業年度）ごとに信託への拠出金の上限は120百万円、及び2021年6月25日開催の第75回定時株主総会の決議により、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計の上限は70,000ポイント（１ポイント＝１株相当）と定めています。

２．取締役の報酬の決定に関する基準

事業年度ごとに各取締役に対し①業務執行に関わる貢献、②経営戦略の推進に関わる貢献、③企業価値の向上に資する能力の３項目からなる「取締役の報酬の決定に関する基準」により総合評価を行い、報酬の決定基準として考慮いたします。「取締役の報酬の決定に関する基準」については、適宜、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて見直しを行うものとします。

３．基本報酬の内容及び額又は数の算定方法に関する事項

取締役の個人別基本報酬は、役位に応じて設定する基本額を基準とし、「取締役の報酬の決定に関する基準」による総合評価、経営への貢献度、在任年数、従業員給与をベースとした「役員報酬等規程」による水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとします。

支給期間は、毎事業年度の7月から翌事業年度の6月までの月額報酬（定額給付）とします。

４．業績連動報酬「年次賞与」の内容及び額又は数の算定方法に関する事項

取締役の個人別業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、「取締役の報酬の決定に関する基準」による総合評価、業績目標（売上高、経常利益、会社への貢献度）に対する達成状況に応じて算出された額とし、算出方法は、適宜、指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

支給時期は、年次賞与として毎年6月に支給します。

５．業績連動型株式報酬「株式給付信託」の内容及び額又は数の算定方法に関する事項

取締役（社外取締役は除く。）の個人別業績連動型株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、１事業年度ごとに「役員株式給付規程」に基づき役位に応じて設定する基本ポイント（１ポイント＝１株相当）に経常利益目標比及び個人の「取締役の報酬の決定に関する基準」による総合評価の係数を乗じて算出します。

取締役の退任時にそれまで累積したポイントを株式（一定割合の株式は換価して金銭として給付）として給付します。

６．取締役の個人別の各報酬等の決定に関する事項

個人別の各報酬額については、株主総会の決議により決定された額の範囲内で、本決定方針及び別途定める「役員報酬等規程」、「取締役の報酬の決定に関する基準」に基づき、代表取締役が各取締役の報酬を査定し、指名・報酬委員会において審議、取締役会に答申し、取締役会にて決定します。

7．取締役の報酬等の額に対する割合の決定に関する事項
　取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬80%　業績連動報酬10%　業績連動型株式報酬10%とし、比率の目安は適宜、指名・報酬委員会に諮問し答申を踏まえた見直しを行うものとします。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	153百万円 （10百万円）	122百万円 （10百万円）	12百万円 （－百万円）	18百万円 （－百万円）	9名 （2名）
監査役 （うち社外監査役）	20百万円 （9百万円）	20百万円 （9百万円）	－百万円	－百万円	3名 （2名）
合計 （うち社外役員）	174百万円 （19百万円）	142百万円 （19百万円）	12百万円 （－百万円）	18百万円 （－百万円）	12名 （4名）

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．業績連動報酬等に係る業績指標は売上高及び経常利益であり、その実績は売上高430億52百万円、経常利益８億42百万円であります。当該指標を選択した理由は、当社のビジネスモデルである売上高及び営業利益から派生した営業外項目を含めた経常利益が、当社の経営を測るうえで最も合理的な指標であるからであります。当事業年度の業績連動報酬等は、各職位ごとにその達成状況と会社への貢献度を踏まえ総合的に算定されております。
3．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2．(1)株式の状況　⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4．取締役の金銭報酬の額は、1992年６月26日開催の第46回定時株主総会において年額350百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名です。また、金銭報酬とは別枠で、2019年６月26日開催の第73回定時株主総会において、株式報酬の拠出額として（３事業年度）120百万円を上限（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、７名です。なお、2021年６月25日開催の第75回定時株主総会において、金銭報酬としての上限に加え、新たに株式報酬の株式数の上限を年70,000株（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、５名です。
5．監査役の金銭報酬の額は、1994年６月29日開催の第48回定時株主総会において年額32百万円以内と決議しております。また、監査役の報酬の決定方針については、「役員報酬規程」に基づき決定しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。
6．取締役会は、代表取締役橋本謹也に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

ハ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2019年６月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。

なお、当事業年度中において支給はありません。

ニ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役柴田直子氏は、柴田直子公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役小野由美子氏は、東京家政学院大学現代生活学部教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役横山泰三氏は、横山泰三税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役江角健一氏は、大阪法律センター法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　柴田直子	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。主に公認会計士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務及び会計について専門的な立場から監督、助言等を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役の指名・報酬については、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役　小野由美子	当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席いたしました。主に学識経験者の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、現代生活学、特に消費生活について専門的な立場から当社事業における監督、助言等を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役の指名・報酬については、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役　横山泰三	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会13回全てに出席いたしました。主に税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

	出席状況及び発言状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役　江　角　健　一	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会13回全てに出席いたしました。主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

（4）会計監査人の状況

①　名称　　EY新日本有限責任監査法人

②　報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人　EY新日本有限責任監査法人は、責任限定契約を締結していないため、該当事項はありません。

（5）業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

Ⅰ．経営理念について

当社企業グループは、社会と共存し、社業を通じて、株主、仕入先、得意先、社員、その他関係者の方々の「幸」の実現と、社会の発展に貢献することを経営理念としております。

Ⅱ．内部統制システム構築の基本方針

1．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令、社会的規範を遵守し、さらに定款その他社内規程を遵守した行動の指針とする「中山福グループの役職員行動規範」を定めて周知徹底を図っており、違反行為を発見した場合の通報制度としての、内部通報体制を構築しております。

また、当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、不当要求行為等に対しては断固として拒否いたします。

監査役が取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証する監査役監査の実施に加え、業務執行部門から独立した内部監査担当部門が、当社及び子会社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施、確認を行います。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録や稟議書等の取締役の職務の執行に係る文書及びその他の情報の記録については、法令及び「文書取扱規程」その他関連諸規程に基づき、適正に保存・管理するとともに、必要に応じ保存及び管理状況の検証、規程等の見直しを行うことにしております。

3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営環境の変化を踏まえ、「経営危機管理規程」に基づき、リスク評価委員会を中心として、事業活動に係る様々なリスク情報を収集・分析することで予兆を早期に発見し、未然に防止するための体制を構築しております。

また、リスクの管理状況について、定期的に取締役会及び監査役会に報告することで、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に対応できる体制の構築を図っております。リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程及びマニュアル等を整備して、リスク管理体制の向上を図っております。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき、取締役及び執行役員の決裁権限の内容等を定めることで、権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保する体制の構築を図っております。当社は、取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、「取締役会規程」により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。また、経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り迅速な業務執行を実施しております。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業活動の適正と効率性を確保するために当社取締役等を派遣し、監視、監督及び指導しております。

また、子会社の事業状況については、当社取締役会において報告を受けることとしております。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、定期的な見直しを行うとともに、関係会社相互の緊密な連携と協力によって、グループ全体のリスクの低減を図っております。

また、当社の「経営危機管理規程」によりグループ各社から適宜、報告を受けております。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社から派遣した取締役等に業務執行を委嘱し、子会社経営が効率的に行われることを確保しております。

二．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「中山福グループの役職員行動規範」の周知徹底を図るとともに、法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。

監査役による、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証する監査役監査の実施に加え、業務執行部門から独立した内部監査担当部門が、子会社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施、確認を行います。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務の執行を補助すべき使用人を置くことを求めたときはこれに応じることとしており、内部監査担当部門に監査役の職務の執行の補助を委嘱することにしております。

なお、不足する場合には別途直属の使用人を配置し、監査業務を補助することとしております。

また、監査役補助者として配置した場合の人事考課、異動等については、監査役の意見を聞き、これを尊重することにしております。直属の使用人を配置した場合の使用人に対する人事考課については、監査役が行うことにしております。

7．当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査担当部門より監査役補助者として配置した場合は、内部監査担当部門との兼職はせず専任することにし、直属の使用人を配置した場合の使用人についても専任することにしております。

8．当社の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は次の事項を監査役に報告することにしております。

① 会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したとき又はそのおそれがある場合

② 法令、定款に違反する行為を発見したとき又はそのおそれがある場合

③ 内部監査の結果及び内部通報内容

イ．当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会、経営会議その他重要会議に出席し、取締役及び執行役員から担当業務の執行状況について、報告を受けております。使用人においては、内部通報体制により、内部監査担当部門を通じて、報告する仕組みをとっております。

ロ．子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社グループ管理本部を事務局とし、監査役へ報告する体制をとっております。

9．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部通報規程」を整備し、当該通報者が不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しております。

１０．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じて、会計監査人・弁護士等に相談することができ、その費用は会社が負担するものとしております。なお、当社の「監査役会規程」「監査役監査基準」により、適切に管理し必要に応じて運用上の見直しを行っております。

１１．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換をしており、また、内部監査担当部門と緊密な連携を保つとともに、監査役がその職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役又は使用人、内部監査担当部門に対して調査、報告等を要請することができるものとしております。

１２．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。またその体制が適正に機能することを継続的に検証するために、内部監査担当部門が内部監査を実施し、会計監査人と連携を図り、財務報告の信頼性を確保しております。

（6）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　コンプライアンスに対する取組状況

法令、社会的規範を遵守した行動の指針とする「中山福グループの役職員行動規範」を社内グループウェアを通じて、継続的に周知、啓蒙いたしました。また、内部通報についても、従業員等が不利益を被ることがないよう社外窓口を設置し、健全な事業活動を推進しております。

②　損失の危険の管理に対する取組状況

代表取締役を委員長とするリスク評価委員会を４回開催し、事業活動に係る様々なリスク情報を各主管部門から報告を受け、課題の抽出を行いました。また、取締役会においてその対処と予防を図りました。

③　取締役会の運営状況

取締役会は、社外取締役２名を含む取締役９名で構成し、社外監査役２名を含む監査役３名が同席しております。当期は、取締役会を13回開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行の監督を行いました。また、全取締役へ取締役会に関する自己評価アンケートを行い、現状認識の共有等、取締役会の実効性評価を行いました。

④　監査役監査及び監査役会の状況

監査役は、内部監査担当部門と連携し、業務監査、会計監査をはじめとする適法性監査を実施いたしました。また、会計監査人との意見交換会を７回開催しました。

⑤　財務報告の信頼性を確保するための取組状況

監査役、内部監査担当部門及び会計監査人は、定期的に当社及び当社グループ全体の内部統制の運用状況や監査結果について協議及び意見交換を行い、財務報告の信頼性を確保いたしました。

（7）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元については、安定した配当の継続を基本方針とし、配当性向35％以上をガイドラインとしつつ、経営戦略に沿った柔軟な経営資源の配分等を考慮した最適な株主還元策を実施いたします。

当社は、毎年９月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めておりますが、期末年１回の剰余金の配当を行うことを基本としております。

また、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。」旨、定款に定めております。

当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、前記の基本方針に基づき、業績が堅調に推移したことを踏まえ、株主還元の充実を図るため期末配当を１株につき12円（配当性向34.9％）を実施いたします。

なお、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元の観点から、当社の株価の推移や経営戦略などを総合的に判断し、適切に対応してまいります。

また、次期の剰余金の配当につきましては、前記の基本方針に基づき、普通配当を１株につき12円（配当性向38.8％）を予定しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**20,115,783**	**流動負債**	**7,646,543**
現金及び預金	5,411,508	支払手形及び買掛金	3,650,679
受取手形及び売掛金	7,760,341	短期借入金	1,800,000
電子記録債権	1,770,151	1年内返済予定の長期借入金	257,024
商品及び製品	4,779,068	未払法人税等	229,427
仕掛品	27,263	賞与引当金	225,646
原材料	207,957	役員賞与引当金	26,400
その他	159,492	その他	1,457,366
固定資産	**12,934,556**	**固定負債**	**1,722,472**
有形固定資産	**6,918,818**	長期借入金	334,468
建物及び構築物	4,072,906	役員株式給付引当金	78,630
機械装置及び運搬具	31,363	退職給付に係る負債	44,063
土地	2,516,342	繰延税金負債	1,015,795
その他	298,206	その他	249,514
無形固定資産	**40,089**	**負債合計**	**9,369,015**
その他	40,089	**純資産の部**	
投資その他の資産	**5,975,648**	**株主資本**	**20,655,882**
投資有価証券	4,080,969	資本金	1,706,000
長期貸付金	5,010	資本剰余金	1,269,000
退職給付に係る資産	1,661,615	利益剰余金	18,067,767
繰延税金資産	84,084	自己株式	△386,884
その他	148,068	**その他の包括利益累計額**	**3,025,441**
貸倒引当金	△4,100	その他有価証券評価差額金	2,136,430
		繰延ヘッジ損益	1,266
		退職給付に係る調整累計額	887,744
資産合計	**33,050,340**	**純資産合計**	**23,681,324**
		負債純資産合計	**33,050,340**

連結損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**43,052,503**
売上原価		**34,656,978**
売上総利益		**8,395,524**
販売費及び一般管理費		**7,864,153**
営業利益		**531,370**
営業外収益		
受取利息	1,516	
受取配当金	95,068	
仕入割引	173,509	
賃貸収入	37,822	
その他	40,288	348,205
営業外費用		
支払利息	27,947	
賃貸費用	6,833	
その他	1,812	36,592
経常利益		**842,982**
特別利益		
投資有価証券売却益	232,425	232,425
特別損失		
投資有価証券評価損	50,292	50,292
税金等調整前当期純利益		**1,025,115**
法人税、住民税及び事業税	341,264	
法人税等調整額	16,303	357,567
当期純利益		**667,547**
親会社株主に帰属する当期純利益		**667,547**

連結株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,706,000	1,269,000	17,652,742	△428,297	20,199,444
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△233,838		△233,838
親会社株主に帰属する当期純利益			667,547		667,547
自己株式の取得				△37,244	△37,244
自己株式の処分		△18,683		78,657	59,974
自己株式処分差損の振替		18,683	△18,683		－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	415,024	41,412	456,437
当連結会計年度末残高	1,706,000	1,269,000	18,067,767	△386,884	20,655,882

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	1,697,198	△13	506,291	2,203,477	22,402,922
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△233,838
親会社株主に帰属する当期純利益					667,547
自己株式の取得					△37,244
自己株式の処分					59,974
自己株式処分差損の振替					－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	439,231	1,279	381,453	821,964	821,964
当連結会計年度変動額合計	439,231	1,279	381,453	821,964	1,278,402
当連結会計年度末残高	2,136,430	1,266	887,744	3,025,441	23,681,324

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　３社

・連結子会社の名称　株式会社LIV PLUS
株式会社インターフォルム
グリーンパル株式会社

(2) 連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等　主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．デリバティブ　時価法を採用しております。

ハ．棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料
主として月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社は主として定額法を採用しております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエア　自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間(５年)による定額法を採用しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　当社及び一部の連結子会社は役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

二．役員株式給付引当金　「役員株式給付規程」に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．契約及び履行義務に関する情報

当社グループでは、主に家庭用品卸売事業、プラスチック日用品製造事業、インテリア用品製造・販売事業、家庭用品製造・販売事業を営んでおり、調理用品や台所用品等のホームユース用品の卸売販売のほか、収納用品や園芸用品の製造及び販売、インテリア関連用品等の製造及び販売、家庭用品等の製造及び販売を行っております。いずれの事業におきましても、顧客との契約に基づく商品又は製品の引き渡しを履行義務として識別しております。当該商品又は製品が顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で支配が顧客に移転し、履行義務を充足することになりますが、出荷時点から顧客への引渡時点又は顧客による検収時点までの期間が通常の期間であることから、原則として出荷時点で収益を認識しております。

ロ．取引価格の算定に関する情報

顧客との契約に基づく商品又は製品と交換に受け取ると見込まれる金額は、約束された対価から値引きや販売リベート等のほか、運賃荷造費や販売促進費等の顧客に支払われる対価を控除して算定しております。これらに含まれる変動対価の見積り額は、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法による方法を用いて算定しております。また、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

なお、取引対価は、原則として履行義務充足後の支払いを要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から、原則として１年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

ハ．履行義務への配分額の算定に関する情報

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

⑤　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段　…　為替予約取引、金利スワップ ヘッジ対象　…　輸出入に関わる外貨建債権、債務及び外貨建予定取引 　　…　借入金
ハ．ヘッジ方針	外貨建輸出入取引に関わる将来の外国為替相場変動リスクを回避して、外貨建債権債務の円貨によるキャッシュ・フローを固定化することを目的として、原則実需の範囲内で為替予約を行っております。 金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
ニ．ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動割合の相関関係を求めることにより、その有効性を判定しております。

⑥　のれんの償却に関する事項　　のれんの償却については８年間の均等償却を行っております。

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

（家庭用品卸売事業に関する変動対価の見積り）

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

家庭用品卸売事業	356,005千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

顧客との契約に基づく商品又は製品と交換に受け取ると見込まれる金額は、約束された対価から、値引きや販売リベート等のほか、運賃荷造費や販売促進費等の顧客に支払われる対価を控除して算定しております。

これらに含まれる変動対価は、顧客や取引ごとによって契約上の取り決めがあり、発生態様は多岐にわたりますが、契約条件や過去の実績など、現在までに想定しうる最善の予測・仮定に基づき算定しております。

変動対価の見積り額と実際発生額に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

（中山福株式会社の繰延税金資産の回収可能性）

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	563,336千円
繰延税金負債	1,171,465千円
繰延税金負債の純額	608,129千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）」に従って企業の分類を検討し、当該分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りは、事業計画を基礎として行っております。事業計画については、見積りの不確実性が存在するため、課税所得の実績と見積金額に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

3. 追加情報に関する注記

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る取引について)

当社は、2020年３月期より、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

１．本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

２．信託に残存する自社の株式に関する事項

当該信託に残存する株式は、信託における帳簿価額により連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額は、当連結会計年度末164,847千円であります。

また、当該自己株式数は当連結会計年度末331千株であります。

4．連結貸借対照表に関する注記

(1)　担保資産及び担保付債務

担保資産	建物及び構築物	394,675千円
	土地	443,367千円
計		838,042千円
担保付債務	短期借入金	1,650,000千円
	１年内返済予定の長期借入金	114,228千円
	長期借入金	181,265千円
計		1,945,493千円

当該資産の根抵当権に係る極度額は1,520,000千円であります。

(2)　有形固定資産の減価償却累計額　5,153,455千円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	20,214千株	－千株	－千株	20,214千株

(2)　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	872千株	93千株	162千株	803千株

（注）１．普通株式の自己株式の株式数の増加93千株は、自己株式の買取りによる取得87千株及び譲渡制限付株式の無償取得６千株であります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少162千株は、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入による自己株式の処分によるものであります。

２．当連結会計年度末の普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託（BBT）」において株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式331千株が含まれております。

(3)　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2025年5月9日取締役会	普通株式	233,838	12	2025年3月31日	2025年6月11日

（注）配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」において株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式（2025年３月31日基準日：144千株）に対する配当金1,731千円が含まれております。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2026年5月8日取締役会	普通株式	利益剰余金	236,901	12	2026年3月31日	2026年6月11日

（注）配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」において株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式（2026年３月31日基準日：331千株）に対する配当金3,972千円が含まれております。

６．金融商品に関する注記

(1)　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信限度管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが１年以内の支払期日であります。また、その一部には輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、通常取引の範囲内で、外貨建営業債務に係る将来の為替の変動リスクを回避する目的で、先物為替予約取引を行っております。

借入金については、運転資金（主として短期）及び投資資金（長期）の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で３年であります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは資金繰り計画を作成・適宜更新するなどの方法により管理しております。

また、このうち一部の長期借入金の金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項　⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、必要の範囲内で稟議決裁のもとで取引を行い、担当部署において管理しております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「（2）金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額300千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（＊1）	時価（＊1）	差額
①　投資有価証券			
その他有価証券	4,080,668千円	4,080,668千円	－千円
②　長期借入金（＊２）	(591,492)千円	(581,283)千円	(10,209)千円
③　デリバティブ取引（＊３）	1,960千円	1,960千円	－千円

（＊１）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。
（＊２）１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。
（＊３）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3)　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価 ： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価 ： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	4,080,668千円	－千円	－千円	4,080,668千円
デリバティブ取引 通貨関連（※）	－千円	1,960千円	－千円	1,960千円
資産計	4,080,668千円	1,960千円	－千円	4,082,629千円

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の負債となる項目については（　）で示しております。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－千円	581,283千円	－千円	581,283千円
負債計	－千円	581,283千円	－千円	581,283千円

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

7．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	報告セグメント					
	家庭用品卸売事業					
	北海道	東北・関東	中部	近畿・中四国	九州・沖縄	計
調理用品	482,813	6,100,495	2,054,578	3,566,412	2,135,606	14,339,907
台所用品	186,525	1,998,826	362,297	1,124,567	641,320	4,313,536
サニタリー用品	219,054	2,767,255	487,525	1,653,805	1,024,271	6,151,913
収納用品・インテリア関連用品	115,184	1,099,557	166,981	712,861	331,548	2,426,133
行楽・レジャー用品	324,370	3,623,496	858,667	2,626,596	1,586,421	9,019,553
エクステリア用品・園芸用品	29,463	524,832	61,821	189,180	151,608	956,906
家電用品・冷暖房用品	66,395	761,457	205,240	342,079	103,986	1,479,159
ヘルスケア・シニア・ベビー用品等	23,766	347,841	54,190	237,988	135,590	799,378
顧客との契約から生じる収益	1,447,575	17,223,763	4,251,304	10,453,491	6,110,354	39,486,488
外部顧客への売上高	1,447,575	17,223,763	4,251,304	10,453,491	6,110,354	39,486,488

	報告セグメント			合計
	プラスチック日用品製造事業	インテリア用品製造・販売事業	家庭用品製造・販売事業	
調理用品	－	－	31,264	14,371,171
台所用品	－	－	2,491	4,316,028
サニタリー用品	－	－	6,562	6,158,476
収納用品・インテリア関連用品	1,330,757	1,479,145	－	5,236,036
行楽・レジャー用品	－	－	－	9,019,553
エクステリア用品・園芸用品	713,416	－	370	1,670,693
家電用品・冷暖房用品	－	－	2,005	1,481,165
ヘルスケア・シニア・ベビー用品等	－	－	－	799,378
顧客との契約から生じる収益	2,044,174	1,479,145	42,695	43,052,503
外部顧客への売上高	2,044,174	1,479,145	42,695	43,052,503

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項　④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	404,110千円	227,187千円
売掛金	6,635,264千円	7,533,154千円
契約資産	－千円	－千円
顧客との契約から生じた債務		
契約負債	－千円	－千円

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格
当社グループにおいては、当初の予想契約期間が１年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,220円01銭
(2) １株当たり当期純利益　34円37銭
(注) 「株式給付信託(BBT)」において、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式は、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の株式数は当連結会計年度末331千株、１株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数158千株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（2026年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債の部 科目	金額
流動資産	**16,712,556**	**流動負債**	**8,313,099**
現金及び預金	3,143,468	買掛金	3,461,925
受取手形	224,697	短期借入金	1,800,000
電子記録債権	1,563,693	関係会社短期借入金	1,500,000
売掛金	7,107,887	１年内返済予定の長期借入金	137,028
商品	4,539,591	リース債務	8,002
前渡金	1,661	未払金	467,964
前払費用	53,202	未払費用	154,475
その他	78,353	未払法人税等	79,439
固定資産	**13,522,812**	未払消費税等	119,905
有形固定資産	**6,448,623**	前受金	6,347
建物	3,802,959	預り金	17,455
構築物	145,877	賞与引当金	181,667
車両運搬具	0	役員賞与引当金	12,900
器具及び備品	44,964	その他	365,987
土地	2,433,312	**固定負債**	**1,196,713**
リース資産	21,508	長期借入金	217,765
無形固定資産	**34,207**	リース債務	15,190
電話加入権	11,077	長期未払金	80,650
ソフトウエア	23,074	役員株式給付引当金	78,630
その他	55	退職給付引当金	186,559
投資その他の資産	**7,039,982**	資産除去債務	6,520
投資有価証券	4,080,969	繰延税金負債	608,129
関係会社株式	1,939,771	その他	3,268
長期貸付金	5,010	**負債合計**	**9,509,812**
関係会社長期貸付金	400,000	**純資産の部**	
その他	618,331	**株主資本**	**18,589,126**
貸倒引当金	△4,100	**資本金**	**1,706,000**
資産合計	**30,235,368**	**資本剰余金**	**1,269,000**
		資本準備金	1,269,000
		利益剰余金	**16,001,010**
		利益準備金	302,900
		その他利益剰余金	15,698,110
		固定資産圧縮積立金	110,179
		別途積立金	6,300,000
		繰越利益剰余金	9,287,930
		自己株式	**△386,884**
		評価・換算差額等	**2,136,430**
		その他有価証券評価差額金	2,136,430
		純資産合計	**20,725,556**
		負債純資産合計	**30,235,368**

損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**39,554,532**
売上原価		**32,812,143**
売上総利益		**6,742,389**
販売費及び一般管理費		**6,791,784**
営業損失		**49,394**
営業外収益		
受取利息	5,932	
受取配当金	95,068	
仕入割引	173,496	
賃貸収入	37,822	
為替差益	2,232	
その他	42,797	357,350
営業外費用		
支払利息	43,041	
賃貸費用	6,833	
その他	1,749	51,624
経常利益		**256,330**
特別利益		
投資有価証券売却益	232,425	232,425
特別損失		
投資有価証券評価損	50,292	50,292
税引前当期純利益		**438,462**
法人税、住民税及び事業税	99,933	
法人税等調整額	47,048	146,981
当期純利益		**291,480**

株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,706,000	1,269,000	－	1,269,000	302,900	112,010	6,300,000	9,247,142	15,962,052
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△1,830		1,830	－
剰余金の配当								△233,838	△233,838
当期純利益								291,480	291,480
自己株式の取得									
自己株式の処分			△18,683	△18,683					
自己株式処分差損の振替			18,683	18,683				△18,683	△18,683
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△1,830	－	40,788	38,958
当期末残高	1,706,000	1,269,000	－	1,269,000	302,900	110,179	6,300,000	9,287,930	16,001,010

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△428,297	18,508,755	1,697,198	1,697,198	20,205,954
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△233,838			△233,838
当期純利益		291,480			291,480
自己株式の取得	△37,244	△37,244			△37,244
自己株式の処分	78,657	59,974			59,974
自己株式処分差損の振替		－			－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			439,231	439,231	439,231
当期変動額合計	41,412	80,371	439,231	439,231	519,602
当期末残高	△386,884	18,589,126	2,136,430	2,136,430	20,725,556

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等　主として移動平均法による原価法を採用しております。

③ デリバティブ　時価法を採用しております。

④ 棚卸資産

・商品　月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

⑤ 役員株式給付引当金　「役員株式給付規程」に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

連結計算書類「連結注記表　1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項　④ 重要な収益及び費用の計上基準」の内容と同一であります。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 … 為替予約取引 ヘッジ対象 … 輸出入に関わる外貨建債権、債務及び外貨建予定取引
③ ヘッジ方針	外貨建輸出入取引に関わる将来の外国為替相場変動リスクを回避して、外貨建債権債務の円貨によるキャッシュ・フローを固定化することを目的として、原則実需の範囲内で為替予約を行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動割合の相関関係を求めることにより、その有効性を判定しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(家庭用品卸売事業に関する変動対価の見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

家庭用品卸売事業	356,005千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表　2．会計上の見積りに関する注記（家庭用品卸売事業に関する変動対価の見積り）」の内容と同一であります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	563,336千円
繰延税金負債	1,171,465千円
繰延税金負債の純額	608,129千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表　2．会計上の見積りに関する注記（中山福株式会社の繰延税金資産の回収可能性）」の内容と同一であります。

3. 追加情報に関する注記

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る取引について)

当社は、2020年３月期より、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」といいます。) を導入しております。

1．本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

2．信託に残存する自社の株式に関する事項

当該信託に残存する株式は、信託における帳簿価額により貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当該自己株式の帳簿価額は、当事業年度末164,847千円であります。

また、当該自己株式数は当事業年度末331千株であります。

4．貸借対照表に関する注記

(1)　担保資産及び担保付債務

担保資産	建物	394,675千円
	土地	443,367千円
計		838,042千円
担保付債務	短期借入金	1,650,000千円
	１年内返済予定の長期借入金	114,228千円
	長期借入金	181,265千円
計		1,945,493千円

当該資産の根抵当権に係る極度額は1,520,000千円であります。

(2)　有形固定資産の減価償却累計額　3,754,922千円

(3)　保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

グリーンパル株式会社	236,699千円
計	236,699千円

(4)　関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①　短期金銭債権　8,573千円

②　短期金銭債務　73,251千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①　営業取引高　2,483,775千円

②　営業取引以外の取引高　32,540千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	872千株	93千株	162千株	803千株

（注）1．普通株式の自己株式の株式数の増加93千株は、自己株式の買取りによる取得87千株及び譲渡制限付株式の無償取得６千株であります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少162千株は、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入による自己株式の処分によるものであります。

2．当事業年度末の普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託（BBT）」において株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式331千株が含まれております。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（単位：千円）
繰延税金資産	
繰越欠損金	149,017
退職給付引当金	252,772
役員株式給付引当金	24,745
長期未払金	25,380
賞与引当金	57,170
未払事業税	10,507
貸倒引当金	1,290
投資有価証券評価損	28,203
有形固定資産評価損	57,498
未払費用	35,990
返金負債	118,603
その他	15,970
繰延税金資産小計	777,150
評価性引当額	△213,813
繰延税金資産計	563,336
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△50,596
その他有価証券評価差額金	△959,555
その他	△161,314
繰延税金負債計	△1,171,465
繰延税金資産（負債）の純額	△608,129

8．関連当事者との取引に関する注記

（1）親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

（2）役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 LIV PLUS	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	400,000	関係会社 長期貸付金	400,000
				利息の受取 (注) 1	4,624	−	−
子会社	株式会社 インターフォルム	所有 直接100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入	700,000	関係会社 短期借入金	700,000
				利息の支払 (注) 1	8,021	前払費用	1,025
子会社	グリーンパル 株式会社	所有 直接100%	債務保証 資金の借入 役員の兼任	債務保証 (注) 2	236,699	−	−
				資金の借入	800,000	関係会社 短期借入金	800,000
				利息の支払 (注) 1	9,167	前払費用	1,172

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 貸付金及び借入金の利息については、市場金利を勘案して決定しております。

2. 債務保証については、金融機関からの借入金に対して債務保証を行っております。
なお、保証料は受領しておりません。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類「連結注記表　1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項　④ 重要な収益及び費用の計上基準」の内容と同一であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　1,067円73銭

(2) 1株当たり当期純利益　15円01銭

(注)「株式給付信託(BBT)」において、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の株式数は当事業年度末331千株、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数158千株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月14日

中 山 福 株 式 会 社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　浦　　大
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飛　田　貴　史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、中山福株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中山福株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月14日

中 山 福 株 式 会 社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　浦　　大
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　飛　田　貴　史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、中山福株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、期中レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

中山福株式会社 監査役会

常勤監査役 是枝定信 ㊞
社外監査役 横山泰三 ㊞
社外監査役 江角健一 ㊞

株主総会会場ご案内図

会　場　大阪市中央区東心斎橋二丁目１番１号
タカラベルモント　Ｔ・Ｂホール

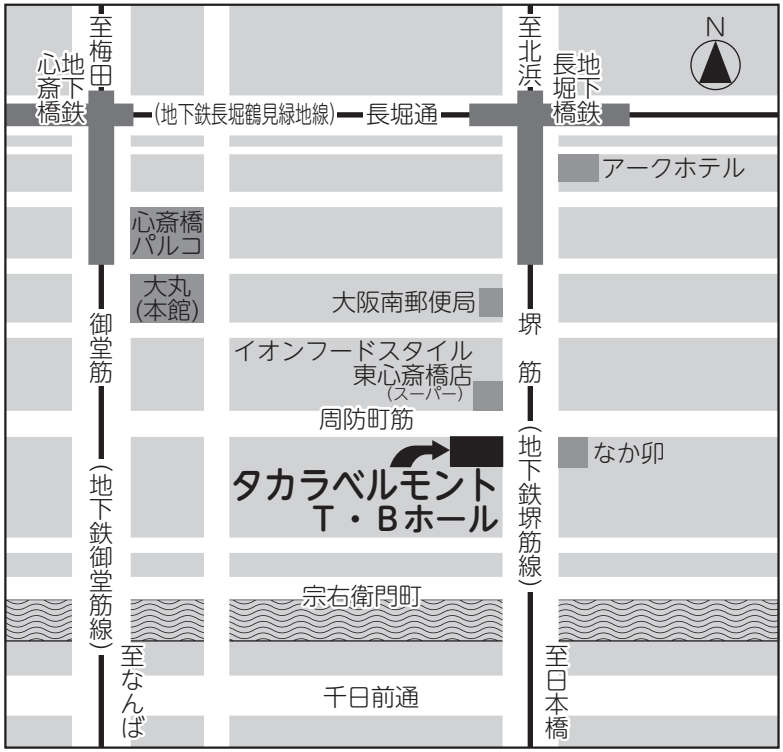

［最寄り駅］
・地下鉄御堂筋線「心斎橋」駅⑥番出口より徒歩約10分
・地下鉄堺筋線「長堀橋」駅
・地下鉄長堀鶴見緑地線「長堀橋」駅　⑦番出口より徒歩約５分

ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。